

議案第74号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」に、「第5条」を「第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」に改め、同号イ中「第10条第1項」を「第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により交際相手からの暴力の被害者が同法の適用対象に加えられることに伴い、当該被害者に係る入居者

資格を緩和するため、及び法律の題名が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。